

きずな通信

2019 月分.10 月 No.175

事務組合きずな加入の事業所様へ

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな

Tel.0985-29-5377 Fax0985-29-5378

takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp

- 労働保険料第2期分の納付期限は10月31日です。

第2期分の納入通知書をお送りしておりますので、ご確認の上お振込をお願いいたします。

※ 集金をご希望の事業所様は、お早めにご連絡をよろしくをお願いいたします。

10/4~最低賃金が改正されました。



- 10月4日から宮崎県の最低賃金が改正になり、790円（宮崎県）となります。

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

- (1) 時間給制の場合 → $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- (2) 日給制の場合 → $\text{日給} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- (3) 月給制の場合 → $\text{月給} \div \text{1箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

ご不明な点がございましたらお問合せ下さい!

社会保険加入の事業所様へ

全国健康保険協会より順次、「被扶養者状況リスト」が事業主様へ送付されて来ます。書類が届きましたら、扶養の状況を確認頂き、当事務所までご連絡をお願いいたします。取りまとめて協会けんぽへ提出致します。

新入職員よりご挨拶



本田 雅詩 (正職員)

令和元年9月に入職した本田と申します。前職はメーカーで人事総務を担当していました。家族は妻、3歳の息子そして9か月の娘がいます。家事育児に忙殺される日々ですが、迅速・正確に業務に取り組んで参りますのでよろしくお願い致します。

青野 千恵子 (パート)

この度、9月より正式にパートで入社いたしました。青野千恵子と申します。世間一般でいうところのおばさんですので、只今、色々な事を1つ1つ勉強中です。皆様にご迷惑のかからない様一生懸命努力してまいります所存でございます。どうぞよろしくお願い致します。